

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

- 危険性・有害性が確認された全ての化学物質について、化学物質取扱事業者にはリスクアセスメントを含む自律的管理が課せられており、その的確な実施のためには、譲渡・提供者から化学物質取扱事業者への危険性・有害性情報の通知が適切に行われる必要がある。当該通知により通知しなければならない事項（以下「通知事項」という。）は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 57 条の 2 第 1 項及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 34 条の 2 の 4 等に規定している。
- 化学物質による健康障害防止対策の推進等についてとりまとめた今後の労働安全衛生対策について（建議）（令和 7 年 1 月 17 日労働政策審議会建議）において、「法令で定める必須通知事項（略）について、よりの確なリスクアセスメントの実施を確保する観点から、
 - ・ CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号
 - ・ 呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類（防毒用の場合は、加えて成分に応じて使用すべき吸収缶の種類）
 - ・ 含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適当な材料
 - ・ 含有される成分ごとに適用される法令等（注）を追加することが適当である。」とされたこと等を踏まえ、通知事項に係る安衛則の規定について所要の改正を行う。

（注）成分ごとに適用される法令等については、令和 6 年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ（令和 6 年 8 月 30 日）において、特別規則適用物質（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第三に掲げる特定化学物質等をいう。）や危険物等について、成分ごとに法令による規制が適用される旨を通知することを義務付けるべきとされた。

2. 改正の概要

- 安衛則第 34 条の 2 の 4 の規定を改正し、通知事項に以下の事項を追加する。
 - ・ 成分を特定できる当該成分に固有のものとして広く用いられる番号
 - ・ 成分に応じた適切な呼吸用保護具の種類（防毒マスク等の場合にあっては、吸収缶の種類を含む。）
 - ・ 成分に応じた不浸透性の保護手袋の材料として不適切なもの
 - ・ 成分の化学物質の区分
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

○ 安衛法第 57 条の 2 第 1 項

4. 施行期日等

○ 公 布 日：令和 8 年 10 月（予定）

○ 施行期日：令和 12 年 4 月